

## 職業能力開発分科会 学び直しの支援措置に関する論点（案）

### 1 訓練のあり方

就業や転職、キャリアアップに真に資する学び直しとして、現行の教育訓練給付の対象となる教育訓練も踏まえ、以下の点をどのように考えるか。

- ・ 支援すべき対象者の捉え方（在職者・離職者、正規雇用労働者・非正規雇用労働者等）
- ・ 対象者の属性も踏まえた教育訓練のあり方（例えば
  - ・ 専門職大学院等の高度で長期の教育訓練や、
  - ・ 専門学校等の再就職・転職等に真に資する専門的、実践的な教育訓練を対象に含めることについてどのように考えるか。）
- ・ 就職やキャリアアップに真に資する教育訓練の確保のあり方
- ・ 文部科学省との適切な連携など、必要な教育訓練機会の整備のあり方

### 2 訓練の効果を高めるための方策

本人のキャリアアップに真に資するものである必要があることから、受講の前に、ジョブ・カードも活用しつつ本人がキャリア・コンサルティングを受けることを前提とすることなど、適切な訓練へのマッチング方策や訓練の成果を確実にするための方策についてどのように考えるか。

### 3 その他

従業員の学び直しを支援する事業主に助成するキャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金の支給対象等についてどのように考えるか。

## 雇用保険制度に係る論点について(案)(抄)

### 2 学び直しの支援措置について

- 経済のグローバル化や少子高齢化への対応のために日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)で学び直しの必要性が謳われており、学び直しを支援するため、教育訓練給付の効果を踏まえつつ、社会人の学び直しに資する教育訓練を受講する場合に給付率を引き上げることについてどのように考えるか。また、訓練効果を担保するために一定の成果が上がった場合に追加給付を行うことについてどのように考えるか。
- 学び直しの支援のためには、本人のキャリアアップに真に資するものである必要があることから、一定の高度な教育訓練を対象とするとともに、給付に当たり、受講前に本人がキャリア・コンサルティングを受けることを前提とすることについてどのように考えるか。
- 従業員の学び直しを支援する事業主に助成するキャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金の支給対象等についてどのように考えるか。